

道央廃棄物処理組合共同企業体取扱要綱

平成 29 年 2 月 1 日 管理者決裁

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、道央廃棄物処理組合発注の工事、測量業務、地質調査業務、工事設計業務及び工事監理監督業務（以下「工事等」という。）において建設業等の健全な発展を図るとともに、技術力の結集等により効果的施工又は履行を確保するために活用する共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「特定共同企業体」とは、特定の工事等の施工又は履行を目的として工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

2 この要綱において「経常共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化することを目的として経常的に結成されるもので、施工する工事が特定されていない共同企業体をいう。

(施工方式)

第 3 条 特定共同企業体により行う工事等の施工若しくは履行又は経常共同企業体により行う工事の施工は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって工事等の施工又は履行に当る共同施工方式（甲型共同企業体）又は共同履行方式（甲型共同企業体）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、技術的特性から工事を分担して行うことが適当であると道央廃棄物処理組合建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程（平成29年道央廃棄物処理組合訓令第1号）第2条の指名委員会（以下「指名委員会」という。）が認める場合は、分担施工方式（乙型共同企業体）によることができる。

(資格審査)

第 4 条 特定共同企業体の申請に係る資格審査は、提出された申請書によって資格審査を行い、経常共同企業体の申請に係る資格審査は、提出された申請書によって指

名委員会が資格審査を行い、適格と認める共同企業体を競争入札参加資格者に決定する。

第2章 特定共同企業体

(対象工事等)

第5条 特定共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、その工期、内容、技術的特性を総合的に勘案し、共同請負によることが適当と認められるものとする。

(1) 土木工事 1億円以上

(2) 建築工事 1億5千万円以上

(3) その他の工事 5千万円以上

2 特定共同企業体により行うことができる測量業務、地質調査業務、工事設計業務及び工事監理監督業務（以下「業務」という。）は、その履行期間、内容、技術的特性を総合的に勘案し、共同履行によることが適当と認められるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、設計金額が同項各号に定める最低金額の概ね2分の1以上の工事で、特殊な技術を要する等技術的難度が高く共同請負により施工させることが特に必要と認められるときは、特定共同企業体に施工させることができる。

(構成員数)

第6条 構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、前条第1項に掲げる金額の4倍以上の工事については、5社までとすることができる。

2 前項の構成員には、道央廃棄物処理組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を得た主たる営業所を有する者又は本店（工事の業者を除く。）を有する者（以下「関係市町内業者」という。）が1社以上含まれていなければならない。ただし、工事等の技術的特性その他の事情により、特定共同企業体の構成員となるべき必要な数の関係市町内業者を確保することができない場合はこの限りでない。

第7条 削除

(構成員の要件)

第8条 特定共同企業体は、すべての構成員が次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事等に対応する工事等の種別について、道央廃棄物処理組合競争入札参加資格事務取扱規程（平成26年訓令第6号）第3条に規定する名簿に登録されていないなければならない。
- (2) 工事の場合にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が4年以上、業務の場合にあつては、発注業務に係る営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、許可を受けてから4年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 発注工事等を構成する一部の工種又は業種を含む工事等について元請としての実績があり、かつ発注工事等と同種の工事等を施工した経験があること。
- (4) 工事の場合にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- (5) 業務の場合にあつては、発注業務に対応する主任技術者を当該業務に、構成員のいずれかが専任で、他の構成員が兼任で配置することができること。

（構成員の出資の割合）

第9条 各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。この場合において代表者の出資の割合は、構成員中最大であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する分担施工方式による場合は、構成員の分担する工事の割合とする。

第10条 削除

（結成方法及び代表者）

第11条 特定共同企業体は、指名委員会で定めた結成条件に基づき発注工事ごとに自主結成するものとする。この場合、特定共同企業体の構成員は、当該工事等に係る2以上の特定共同企業体の構成員となることができず、また、第6条第2項ただし書の場合を除くほか関係市町内業者が1社以上含まれていなければならない。

2 前項の規定により結成された特定共同企業体の代表者は、原則として最大の施工又は履行能力を有する者とする。

(入札参加資格申請書)

第12条 特定共同企業体を結成して工事等の競争入札に参加しようとするものは、管理者が指定した日までに競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)及び特定共同企業体協定書(甲)(様式2)又は特定共同企業体協定書(乙)(様式3)を提出しなければならない。

(資格審査及び結果通知等)

第13条 申請書に基づき資格審査の結果適格と認められ、特定共同企業体競争入札参加資格者に決定された場合は、速やかに発注工事等の入札参加者とし、その結果を代表者に通知するものとする。

2 特定共同企業体を入札参加者として認める場合において、発注工事等の施工又は履行能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と特定共同企業体の混合による入札ができるものとする。

(存続期間)

第14条 発注工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等の履行後(跡請保証をしている場合は、当該跡請保証の義務完了後)3か月を経過するときまでとする。

2 発注工事等の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る請負契約が締結されたときまでとする。

第3章 経常共同企業体

(対象工事)

第15条 経常共同企業体により施工することができる工事は、土木、建築、舗装、電気、管の各工事を対象とし、当該経常共同企業体の格付等級に対応する標準請負金額の範囲内で、かつ、すべての構成員が技術者を適正に配置することが、可能な規模の工事とする。

(構成員数)

第16条 構成員の数は、2社とする。

(組合せ)

第17条 構成員の組合せは、同一の工種に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第18条 経常共同企業体は、すべての構成員が次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事に対応する工事の種別について関係市町の競争入札参加資格を有し、かつ、格付等級が第2位順位以下であること。この場合において、関係市町により格付等級が異なるときは、当該格付等級のうち最上位に格付けされている等級とすることができる。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業であること。
- (3) 関係市町内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有していること。
- (4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が4年以上あること。ただし、元請として相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、4年未満でもこれを同等として取り扱うことができる。
- (5) 発注工事と同種の工事について元請としての施工実績を有していること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- (6) 発注工事の請負代金額が2,500万円以上（建築工事の場合は5,000万円以上）であるときは、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、当該工事の請負代金額が5,000万円未満（建築工事の場合は8,000万円未満）であり、かつ、構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、他の構成員は兼任で配置することができる。

(結成方法)

第19条 経常共同企業体は、関係市町の競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。ただし、事業協同組合等の組合とその組合員の組合せによる経常共同企業体を結成することはできない。

(構成員の出資の割合)

第20条 経常共同企業体の各構成員の出資の比率は、30%以上でなければならない。

(登録数)

第21条 一つの企業が、結成することができる経常共同企業体の数は2までとし、登録できる登録工種の数も2までとする。ただし、一つの企業が複数の経常共同企業体を結成した場合であっても、一つの登録工種に登録できる経常共同企業体の数は1とする。

(入札参加資格申請)

第22条 経常共同企業体の登録時期は、管理者が別に定める。

2 経常共同企業体は、管理者が別に定める書類を提出しなければならない。

(指名の方法)

第23条 発注工事の入札参加者として指名する場合には、経常共同企業体と単体企業とを混合して指名することも差し支えないものとする。

(有効期間)

第24条 経常共同企業体の登録の有効期間は、2年とする。

(解散)

第25条 経常共同企業体は、みだりに解散してはならない。ただし、構成員の同意があり、かつ、管理者が正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 登録期間中の構成員の組合せの変更は認めない。

(補 則)

第26条 この要綱により難い特別の事由があるときは、その都度、指名委員会に諮り、管理者の承認を得て別段の定めをすることができる。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則 (平成29年2月1日管理者決済)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成31年 4 月26日管理者決済）

この要綱は、平成31年 4 月30日から施行する。

様式1 (第12条関係)

建設工事等共同請負競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

道央廃棄物処理組合管理者 様

特定共同企業体の名称		特定共同企業体
構 成 員	代表者 住所 商号又は名称 代表者氏名	印
	住所 商号又は名称 代表者氏名	印
	住所 商号又は名称 代表者氏名	印
	住所 商号又は名称 代表者氏名	印
	住所 商号又は名称 代表者氏名	印
工事名 (業務名)		

このたび、上記工事（業務）について、連帯責任によって請負工事（業務）の共同施工（共同履行）又は分担施工を行うため、特定共同企業体を結成したので、入札参加資格審査を申請します。なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式2（第12条関係）

特定共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）道央廃棄物処理組合発注に係る 工事（当該
工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

（2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定共同企業体（以下「企業体」
という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後（跡請保証をして
いる場合は、当該跡請保証の義務完了後）3か月を経過するまでの間は解散することができな
い。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工
事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共

同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため道央廃棄物処理組合管理者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

様式3（第12条関係）

特定共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）道央廃棄物処理組合発注に係る 工事

（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

（2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後（跡請保証をしている場合は、当該跡請保証の義務完了後）3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の分担する工事)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担する工事の一部について発注者と契約内容の変更等があったときは、それに応じ構成員の分担する工事の変更があるものとする。

(工事名)

(構成員名)

(工事名)

(構成員名)

(工事名)

(構成員名)

2 前項に規定する分担工事の工事額については、次条に規定する運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を

図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
銀行 店とし、代表者の
名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費
の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1
回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員が
これを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づきて、その損
害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものと
する。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるも
のではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存
構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため道央廃棄物処理組合管理者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

様式4 (様式3第8条関係)

特定工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

道央廃棄物処理組合発注に係る下記工事については、特定工事共同
企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定
める。

記

1 工事名 工事

2 分担工事額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

工事 (構成員名) 円

工事 (構成員名) 円

外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの
協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、製本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印